

北海道渡島総合振興局告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158号第1項の規定により、函館市、北斗市及び七飯町に所在する道営住宅の家賃、駐車場使用料及び敷金の徴収事務を次のとおり委託する。

令和8年3月26日

北海道渡島総合振興局長 佐藤 秀行

- 1 受託者の名称 一般財団法人函館市住宅都市施設公社
- 2 受託者の所在地 函館市花園町24番2号
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日